

令和3年度 電気保安功労者表彰候補者推薦要領

電気保安確保に顕著な功績のあった方を、次の要領により推薦してください。

1. 中国四国産業保安監督部長表彰候補者の推薦について

(1) 推薦の対象

表彰の対象は、「令和3年度 電気保安功労者の表彰候補者の推薦について(依頼)」(20201209 中四産保第1号、令和2年12月11日付)文書の別紙1「表彰の対象要件」に適合し、かつ、電気保安確保に顕著な功績があり、選考基準に適合する工場等、電気工事業者の営業所、個人および団体とします。

ただし、次に該当する方は、この表彰の対象としないものとします。

イ. 勲章を受けた方

ロ. 電気保安に関する功労により褒賞を受けた方

ハ. 近く叙勲の候補となりうる方

二. 電気保安功労者として表彰を受けたことのある方

ただし、前回表彰後において著しく事業規模が拡大されたもの、または特に新たな功績があったものについては、この限りではありません。

ホ. 最近5年間に、法令違反、刑事事件を起こし、表彰に相応しくない方

(本人に起因するもの、役員等の責任的立場の場合を含みます)

(2) 中国四国産業保安監督部長表彰への推薦数

イ. 工場等

原則、4事業場以内

(電気事業用電気工作物および自家用電気工作物施設)

ロ. 電気工事業者の営業所

原則、5営業所以内

ハ. 個人

原則、10名以内

(主任技術者、電気工事士、電気保安関係永年勤続者、その他の功労者※であって、電気保安の確保に功労があった者)

二. 団体

若干数

(電気保安にかかる研究・教育団体及びその他の功労団体※であって、電気保安の確保に功績があったもの)

※その他の功労者、功労団体の推薦数はその都度判断とする。

(3) 選考基準

「令和3年度 電気保安功労者の表彰候補者の推薦について(依頼)」(20201209 中四産保第1号、令和2年12月11日付)文書の別紙2「表彰等選考基準」とおりとします。

また、上記(2)イ. およびロ. の被推薦者に対しては、本基準の適合度合いについて、保安監督部による現地調査を原則実施し、選考に役立てられます。

(4) 提出書類

イ. 推薦書(参考1(ひな形)を参照)

A4版

ロ. 推薦事由書(参考1(ひな形)を参照)

A4版

推薦決定の経緯、電気保安に関し当該被推薦者が実施した事項およびその結果を具体的かつ詳細に記載してください。(当該被推薦者の人物像ではなく、電気保安確保に関する功績を記載する)

ハ. 調査書(別紙様式第1, 第2, 第3または第4による) A4版(Word版)

二. 調査資料(別紙「被推薦者に関する調査事項」による) A3版(Word版)

ホ. 戸籍謄本(個人の場合に限る)

以上、イ. ~ホ. の書類および添付書類は、各2部(中国四国産業保安監督部と事務局控)を片面コピーで提出してください。

(注)別紙2「記入等について(お願い)」で記載しています、電気工事士免状および表彰状につきましても、該当がありましたらコピー各2部の提出をお願いします。

(5)推薦書の宛名

中国電気安全委員会 委員長 神田 尚

(6)推薦書類の提出期限

イ. 表彰推薦候補者 名簿(様式自由) 令和3年1月22日(金)

推薦を決定された候補者の事業所名・所在地(個人の場合は、事業所名・氏名)等を記載してください。

ロ. 表彰推薦候補者 提出書類一式((4)に示す書類) 令和3年1月29日(金)

(4)ハ・ニは、Word版データでメール送信してください。

(7)推薦書類の送付先

書類送付先: 〒730-0041, 広島市中区小町4番33号 中電ビル2号館4階

(一社)日本電気協会 中国支部内 中国電気安全委員会

メール送付先: ZA2@pnet.gr.energia.co.jp, 担当者:八谷, TEL: 082-243-4237

(8)推薦書の審査

電気保安功労者表彰候補者審査委員会(委員は学識経験者、電気関係事業・電気関係団体の役職員)において、表彰候補者の審査と選定を行います。

(9)中国四国産業保安監督部長への表彰候補者の推薦

中国電気安全委員会委員長は、(8)により選定した表彰候補者の推薦書類を中国四国産業保安監督部長へ提出します。

2. 経済産業大臣表彰候補者の推薦について

(1)推薦の対象

1. の(1)に準じるほか、次によるものとします。

表彰候補者については、特段の理由がある場合を除き、電気保安功労者中国四国産業保安監督部長表彰(中国通商産業局長、中国経済産業局長および原子力安全・保安院長表彰を含む)後、3年以上10年以下の間、電気保安関係の職務に従事しているものが望ましい。

(2)経済産業大臣表彰への推薦数

原則、3件以内

(3)選考基準

1. の(3)に準じます。

(4)提出書類

1. の(4)に準じます。

(5)推薦書の宛名

1. の(5)に準じます。

(6)推薦書類の提出期限

1. の(6)に準じます。

(7)推薦書類の送付先

1. の(7)に準じます。

(8)推薦書の審査

1. の(8)に準じます。

(9) 中国四国産業保安監督部長への表彰候補者の推薦

1. の(9)に準じます。

以 上